平成２６年（フ）第２９１２号
大阪府吹田市千里丘中34番Ｂ―318号
債務者　本荘マサエ
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５７号
大阪市福島区大開４丁目１番12―706号
債務者　中山　有子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９８３号
大阪府東大阪市長堂１丁目19番14―302号
債務者　酒井　重幸
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００６号
大阪府高槻市松が丘１丁目15番３号　ファミール松ヶ丘Ｄ棟103号、前住所大阪府高槻市大冠町２丁目44番６号
債務者　澄川　嘉延
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００７号
大阪府高槻市松が丘１丁目15番３号　ファミール松ヶ丘Ｄ棟103号、前住所大阪府高槻市大冠町２丁目44番６号
債務者　澄川　祐子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３６号
大阪市平野区喜連西１丁目14番２―308号
債務者　森　　歳尋
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３７号
大阪市平野区喜連西１丁目14番２―308号
債務者　森　　浩子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４号
長崎県大村市宮小路２丁目1349番地
債務者　吉川　長八
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
長崎県大村市武部町832番地31、前住所長崎県大村市三城町723番地１　クレメント・ヒルＣ201
債務者　峯　　明夫
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
山口県宇部市居能町１丁目５番13号、従前の住所山口県防府市大字新田1001番地の15
債務者　都野真奈美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７５号
山口県宇部市大字西岐波606番地
債務者　古里　寛行
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８０２号
札幌市東区東雁来11条４丁目５番１号
債務者　原田　政樹
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１６号
札幌市西区発寒15条４丁目４番50号　メープル弐番館203号
債務者　近藤美智代
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２８号
札幌市豊平区福住３条５丁目４番３号　ＹＫビル301号
債務者　田村けい子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３２号
北海道恵庭市恵み野西２丁目３番７　ノルビックコート403号
債務者　小松小百合
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５９号
札幌市中央区北21条西15丁目１番２―403号
債務者　阿部　洋美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６０号
札幌市中央区北21条西15丁目１番２―403号
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部